

# 平成29年度福祉行政指導監査実施方針

三重県健康福祉部福祉監査課

保育所運営負担金及び入所施設措置費についての実施機関である市町に対する指導監査等は、当該事務の執行が適正に行われているか否かにつき実施する。併せて、密接に関連する当該実施機関の組織・機構、施設入所関係事務、措置費等の執行及びその他の事務処理状況等行政全般にわたる状況についても把握するよう努める。

## 児童福祉行政（保育行政）指導監査について

少子化の進行、家庭と地域の子育て機能の低下等、児童を取り巻く環境が大きく変化し、保育所機能のより一層の充実強化が求められている。また、保育の質を高めることを主眼として保育指針が改訂され、平成21年4月から施行された。

このことから、今年度も引き続き運営費にかかる事務処理等の適正実施の確認とともに、地域の実情を考慮した保育の質の向上に係る取り組みについて監査し、保育の確保及び実施状況の確認を行う。

以上のことを踏まえ、本年度は次に掲げる主眼事項及び監査内容に基づき、指導監査を実施する。

主眼事項	監査内容
(1) 保育福祉行政の事務処理体制	① 保育福祉行政主管課の業務体制 ② 保育所に対する指導状況
(2) 保育の実施の確保	① 要保育児童の把握児童状況 ② 保育所の適正配置 ③ 保育の質の向上のための取り組み
(3) 保育の実施事務処理状況	保育の実施事務処理
(4) 保育所運営費の事務処理状況	① 支弁対象児童の把握等の状況 ② 保育単価の設定、通知の状況 ③ 支弁台帳の記載状況 ④ 運営費の支弁の状況、各種加算の設定及び額の算定等の状況 ⑤ 同一世帯内の扶養義務者の把握、その課税額確認の方法 ⑥ 保育料の徴収方法 ⑦ 運営費の精算の状況 ⑧ 保育児童に関する台帳等の関係書類の整備・保存

老人福祉法・児童福祉法（保育行政を除く）にかかる措置事務等実地指導について

施設入所措置等の事務処理が、関係法令等に基づき適正に行われているかを主眼として、指導監査を実施する。

主眼事項	監査内容
<p>(1) 福祉行政の事務処理体制</p> <p>(2) 適正な措置業務</p> <p>(3) 費用徴収事務の適正実施</p>	<p>福祉行政主管課の業務体制</p> <p>① 施設入所等にかかる規程の整備の状況</p> <p>② 入所措置等の要否判定、決定の状況</p> <p>③ 入所申請、決定等の処理の状況</p> <p>④ 入所及び入所後の施設との連絡調整の状況</p> <p>⑤ 遺留金品の把握と処理の状況</p> <p>① 費用徴収等にかかる規程の整備の状況</p> <p>② 入所者本人の収入、必要経費等について挙証資料に基づく把握、認定の状況</p> <p>③ 適正な扶養義務者の認定、課税額の把握の状況</p> <p>④ 費用徴収額の適正な決定及び徴収の状況</p>